

2 歳 入

(款) 1 町 税		(項) 1 町 民 税			(単位：千円)	
目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1個 人	715,570	745,500	△29,930	1現年課税分	707,800	○均等割 1月1日時点で町内に居住している個人等に対して、地方税法等の規定により課税するもの 均等割：3,500円 25,300 ○所得割 1月1日時点で町内に居住している個人に対して、地方税法等の規定により課税するもの 所得割：課税標準の6% 682,500
				2滞納繰越分	7,770	○滞納繰越分 前年度より繰越される個人町民税の滞納分で、当年度に納税が見込まれるもの 7,770
2法 人	62,043	40,143	21,900	1現年課税分	61,900	○均等割 町内に事業所を有する法人に対して、地方税法等の規定により課税するもの 均等割：資本金額・町内従業者数に応じて年額5万円～3百万円 25,600 ○法人税割 町内に事業所を有する法人に対して、地方税法等の規定により課税するもの 法人税割：法人税額に対し標準税率9.7% 36,300
				2滞納繰越分	143	○滞納繰越分 前年度より繰越される法人町民税の滞納分で、当年度に納税が見込まれるもの 143
計	777,613	785,643	△8,030			

(款) 1 町 税		(項) 2 固定資産税			(単位：千円)	
目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1固定資産税	837,586	810,831	26,755	1現年課税分	828,766	○土地 306,888 1月1日時点で町内に土地を所有する者に対して、地方税法等の規定により課税するもの 税率：土地課税標準額の1.4%
				○家屋 391,199 1月1日時点で町内に家屋を所有する者に対して、地方税法等の規定により課税するもの 税率：家屋評価額の1.4%		
				○償却資産 130,679 1月1日時点で町内に償却資産を所有する者に対して、地方税法等の規定により課税するもの 税率：償却資産評価額の1.4%		
				2滞納繰越分	8,820	○滞納繰越分 8,820 前年度より繰越される固定資産税の滞納分で、当年度に納税が見込まれるもの
計	837,586	810,831	26,755			

(款) 1 町 税		(項) 3 軽自動車税			
1軽自動車税	29,689	26,605	3,084	1現年課税分 29,369	○原動機付自転車 2,253 4月1日時点の原動機付自転車の所有者に対して、地方税法等の規定により課税するもの 原付第1種：2,000円、原付第2種（乙）：2,000円、 原付第2種（甲）：2,400円

(款) 1 町 税

(項) 3 軽自動車税

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						○軽自動車 24,912 4月1日時点の軽自動車の所有者に対して、地方税法等の規定により課税するもの (四輪は平成27年3月31日までの登録税率) 二輪(250cc以下)：3,600円、四輪乗用営業用：5,500円、四輪乗用自家用：7,200円、四輪貨物営業用：3,000円、四輪貨物自家用：4,000円
						○小型特殊自動車 740 4月1日時点の小型特殊自動車の所有者に対して、地方税法等の規定により課税するもの 農耕作業用：2,400円、その他：5,900円
						○二輪小型自動車 1,421 4月1日時点の二輪小型自動車の所有者に対して、地方税法等の規定により課税するもの 二輪(251cc以上)：6,000円
						○その他 43 4月1日時点のその他軽自動車の所有者に対して、地方税法等の規定により課税するもの ミニカー：3,700円
				2滞納繰越分	320	○滞納繰越分 320 前年度より繰越される軽自動車税の滞納分で、当年度に納税が見込まれるもの
計	29,689	26,605	3,084			

(款) 1 町 税		(項) 4 町たばこ税			(単位：千円)	
目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1町たばこ税	84,600	86,000	△1,400	1現年課税分	84,600	○現年課税分 たばこの消費に対して、地方税法等の規定により課税するもの
計	84,600	86,000	△1,400			84,600

(款) 2 地方譲与税		(項) 1 地方揮発油譲与税					
1地方揮発油譲与税	19,000	20,000	△1,000	1地方揮発油譲与税	19,000	○地方揮発油譲与税 地方揮発油税（国税）総額の42/100を、道路延長1/2・ 道路面積1/2で按分し県を通じて譲与されるもの 交付時期：6月、11月、3月	19,000
計	19,000	20,000	△1,000				

(款) 2 地方譲与税		(項) 2 自動車重量譲与税					
1自動車重量譲与税	47,000	47,000	0	1自動車重量譲与税	47,000	○自動車重量譲与税 自動車重量税（国税）総額の407/1000を、道路延長1/2・ 道路面積1/2で按分し県を通じて譲与されるもの 交付時期：6月、11月、3月	47,000
計	47,000	47,000	0				

(款) 3 利子割交付金

(項) 1 利子割交付金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1利子割交付金	2,400	3,500	△1,100	1利子割交付金	2,400	○利子割交付金 利子割額（県税）総額の59.4/100を、個人県民税の決算額の割合に応じて交付されるもの 交付時期：8月、12月、3月
計	2,400	3,500	△1,100			

(款) 4 配当割交付金

(項) 1 配当割交付金

1配当割交付金	17,500	9,500	8,000	1配当割交付金	17,500	○配当割交付金 配当割額（県税）総額の59.4/100を、個人県民税の決算額の割合に応じて交付されるもの 交付時期：8月、12月、3月
計	17,500	9,500	8,000			

(款) 5 株式等譲渡所得割交付金

(項) 1 株式等譲渡所得割交付金

1株式等譲渡所得割交付金	21,500	14,500	7,000	1株式等譲渡所得割交付金	21,500	○株式等譲渡所得割交付金 株式等譲渡所得割額（県税）総額の59.4/100を、個人県民税の決算額の割合に応じて交付されるもの 交付時期：3月
計	21,500	14,500	7,000			

(款) 6 地方消費税交付金

(項) 1 地方消費税交付金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1地方消費税交付金	220,000	190,000	30,000	1地方消費税交付金	220,000	○地方消費税交付金 地方消費税額（県税）総額の1/2を、市町村の人口1/2・ 事業所従業者数1/2で按分し交付されるもの 交付時期：6月、9月、12月、3月
計	220,000	190,000	30,000			

(款) 7 ゴルフ場利用税交付金

(項) 1 ゴルフ場利用税交付金

1ゴルフ場利用税交付金	92,000	93,000	△1,000	1ゴルフ場利用税交付金	92,000	○ゴルフ場利用税交付金 ゴルフ場利用税（県税）総額の7/10を、市町村のゴルフ 場所在面積に応じて交付されるもの 交付時期：8月、12月、3月
計	92,000	93,000	△1,000			

(款) 8 自動車取得税交付金

(項) 1 自動車取得税交付金

1自動車取得税交付金	17,500	12,500	5,000	1自動車取得税交付金	17,500	○自動車取得税交付金 自動車取得税額（県税）総額の7/10を、市町村道の延長 1/2・市町村道の面積1/2で按分し交付されるもの 交付時期：8月、12月、3月
計	17,500	12,500	5,000			

(款) 9 地方特例交付金

(項) 1 地方特例交付金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1地方特例交付金	5,000	5,000	0	1地方特例交付金	5,000	○減収補てん特例交付金 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の減収分を補てんするために交付されるもの 交付時期：4月、9月
計	5,000	5,000	0			

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

1地方交付税	1,165,000	1,080,000	85,000	1地方交付税	1,165,000	○普通交付税 地方公共団体がその財政需要に即した必要な財源を確保できるよう国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）の一定率が交付されるもの 〔算出基礎〕 ・基準財政需要額 2,966,494千円 ・基準財政収入額 1,651,490千円 ・臨時財政対策債 230,000千円 ・予算計上額 1,085,000千円（調整額等控除後） 交付時期：4月・6月・9月・11月 ○特別交付税 普通交付税の補完的な機能として、災害等の特殊な財政需要に対して交付税総額の6%が交付されるもの 交付時期：12月、3月
計	1,165,000	1,080,000	85,000			

(款) 11 交通安全対策特別交付金

(項) 1 交通安全対策特別交付金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1交通安全対策特別交付金	2,600	2,600	0	1交通安全対策特別交付金	2,600	○交通安全対策特別交付金 交通反則金収入額を、交通事故発生件数や人口集中地区人口を基準に按分し交付されるもの 交付時期：9月、3月
計	2,600	2,600	0			

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

1総務費負担金	300	0	300	1総務費負担金	300	○石坂の森・市民の森協働事業負担金 東松山市との協働事業における事業負担金として東松山市から納入されるもの	300
2民生費負担金	35,276	36,770	△1,494	1老人福祉費負担金	847	○老人保護被措置者及び扶養義務者負担金 老人福祉法及び老人保護措置費費用徴収に関する規則の規定により算出された負担金が、被措置者と扶養義務者から納入されるもの ○滞納繰越分老人保護被措置者及び扶養義務者負担金 科目設定	846 1
				2児童福祉費負担金	34,429	○未熟児養育医療費負担金 未熟児養育医療費の給付に要する費用について、本人または扶養義務者から負担金として納入されるもの ○保育所児童措置費保護者負担金 児童福祉法及び町保育料の徴収に関する規則に基づき、保育児童の保護者から負担金として納入されるもの ○滞納繰越分保育所児童措置費保護者負担金	208 34,220 1

(款)12 分担金及び負担金

(項)1 負担金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
						科目設定
3衛生費負担金	32,271	29,255	3,016	1保健衛生費負担金	32,271	○比企保健医療圏寝たきり者歯科保健医療事業市町村負担金 3,083 寝たきり者の家庭訪問歯科診療広域運営にかかる費用に対する構成市町村負担金 ○埼玉県坂戸・飯能地区病院群輪番制病院事業市町負担金 29,188 病院群輪番制病院運営にかかる費用に対する構成市町負担金
4教育費負担金	382	382	0	1教育総務費負担金	382	○独立行政法人日本スポーツ振興センター保護者負担金 382 国、学校の設置者及び保護者の三者が負担している災害共済給付制度を運営する、独立行政法人日本スポーツ振興センター運営経費として保護者から納入されるもの 負担額：①一般児童生徒 (460円/人) ②準要保護児童生徒 (230円/人) ③町立幼稚園児 (200円/人)
計	68,229	66,407	1,822			

(款)13 使用料及び手数料

(項)1 使用料

1総務使用料	892	881	11	1行政財産使用料	892	○庁舎用地等使用料 892 ATM・電柱設置等の用地使用料として納入されるもの
2民生使用料	20	20	0	1児童福祉使用料	20	○つどいの広場使用料 20 多世代活動交流センター条例に基づき、町外使用者から施設使用料として納入されるもの

(款)13 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
3衛生使用料	4	4	0	1地域下水処理施設使用料	4	○滞納繰越分 前年度より繰越される使用料の滞納分で、当年度に納入が見込まれるもの 4
4農林水産業使用料	892	903	△11	1活性化施設使用料	49	○活性化施設使用料 農村公園条例に基づき、施設利用者から使用料として納入されるもの 49
				2ふれあい農園使用料	701	○ふれあい農園使用料 特定農地貸付規定に基づき、農園利用者から使用料として納入されるもの 使用料：1区画につき 6,000円/年額 701
				3特産品販売施設使用料	132	○特産品販売施設使用料 特産品販売施設条例に基づき、施設利用者から使用料として納入されるもの 132
				4農村センター使用料	10	○農村センター使用料 亀井農村センター条例に基づき、施設利用者から使用料として納入されるもの 10
5土木使用料	6,475	6,456	19	1土木使用料	6,475	○道路占用料 道路敷地内に設置を許可した物件（電柱、電話柱、地下埋設管等）について、道路占用料徴収条例に基づき許可事業者から納入されるもの 31社 6,161 ○準用河川占用料 22 準用河川敷地内に設置を許可した物件（地下埋設管）について、準用河川占用料徴収条例に基づき許可事業者から納入されるもの 3社 ○公共物占用料 96

(款)13 使用料及び手数料

(項)1 使用料

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
						公共物（主に水路）の敷地内に設置を許可した物件（電柱、電話柱、ケーブル、橋等）について、公共物管理条例に基づき許可事業者から納入されるもの 12社 ○都市公園占用料 195 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて占用する場合において、その許可を受けた占有物使用料が、都市公園条例に基づき許可を受けた者から納付されるもの 4社 ○都市公園使用料 1 都市公園において、販売、撮影、興行、催し及びその他行為をしようとする場合において、その許可を受けた行為使用料が、都市公園条例に基づき許可を受けた者から納付されるもの
6教育使用料	10,062	10,066	△4	1幼稚園使用料	3,440	○普通保育料 3,240 鳩山町立鳩山幼稚園保育料徴収条例に基づき、文部科学省が告示する幼稚園教育要領に基づく教育課程の保育を受ける園児の保育料として保護者から納入されるもの ○預かり保育料 200 鳩山町立鳩山幼稚園保育料徴収条例に基づき、文部科学省が告示する幼稚園教育要領に基づく教育課程外の保育で鳩山町立幼稚園預かり保育規則に定める保育を受ける園児の保育料として保護者から納入されるもの
				2公民館使用料	598	○公民館使用料 598 公民館条例に基づき、施設利用者から使用料として納入されるもの

(款)13 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						対象施設：中央公民館、亀井分館、石坂分館、別館陶芸室
				3文化会館使用料	1,548	○文化会館使用料 1 文化会館条例に基づき、施設利用者から使用料として納入されるもの 2 文化会館条例施行規則に基づき、施設内の附属設備及び備品の利用者から使用料として納入されるもの
				4体育施設使用料	4,302	○社会体育施設使用料 体育施設条例に基づき、町内外の体育施設利用者から、使用料として納入されるもの 対象施設：亀井運動場、梅沢運動場、中央庭球場 小用庭球場、テニスガーデン、町民体育館
				5学校体育施設使用料	144	○学校体育施設使用料 体育施設条例に基づき、小中学校の体育施設利用者から、使用料として納入されるもの 対象施設：町立小中学校体育施設
				6集会所使用料	30	○石坂集会所使用料 石坂集会所条例に基づき、集会所施設の利用者から、使用料として納入されるもの
計	18,345	18,330	15			

(款)13 使用料及び手数料

(項) 2 手 数 料

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						手数料徴収条例に基づき、印鑑登録証明書、身分証明書、不在住・不在籍証明書等の発行事務に係る手数料として納入されるもの ○事務手数料（出張所） 手数料徴収条例に基づき、印鑑登録証明書、身分証明書、不在住・不在籍証明書等の発行事務に係る手数料として納入されるもの ○個人番号カード等交付手数料 手数料徴収条例に基づき、個人番号カード・通知カードの交付に係る手数料として納入されるもの
						405
						14
2衛生手数料	620	628	△8	1衛生手数料	620	○犬の登録事務等手数料 手数料徴収条例に基づき、犬の登録申請者から納入されるもの 登録手数料：3,000円/頭等
						620
3農林水産業手数料	12	12	0	1農業手数料	12	○農用地除外証明等手数料 手数料徴収条例に基づき、農家証明、耕作証明、農用地除外証明などの発行事務に係る手数料として納入されるもの 発行手数料：200円/件
						12
4土木手数料	53	52	1	1土木手数料	52	○道路関係事務手数料 手数料徴収条例に基づき、道路台帳等の閲覧や境界証明書等の発行事務に係る手数料として納入されるもの 手数料収入見込：年間見込件数 260件×200円
						52
				2都市計画手数料	1	○都市計画関係事務手数料 手数料徴収条例に基づき、用途証明書等の発行事務に係る
						1

(款)13 使用料及び手数料

(項)2 手数料

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
						る手数料として納入されるもの
計	5,917	5,815	102			

(款)14 国庫支出金

(項)1 国庫負担金

1民生費国庫負担金	238,762	233,934	4,828	1社会福祉費国庫負担金	788	○低所得者保険料軽減負担金 低所得者に対し、介護保険第1号被保険者の保険料の軽減に要する費用に対して交付されるもの 補助率：1/2	788
				2障害者福祉費国庫負担金	83,622	○介護給付費等負担金 障害者総合支援法に基づく、居宅介護、ショートステイ、生活介護、施設入所等の障害福祉サービス費等に対して交付されるもの 負担率：1/2	77,115
						○補装具費負担金 障害者総合支援法に基づく、補装具（義肢、車イス、補聴器等）給付費に対して交付されるもの 負担率：1/2	1,500
						○障害者自立支援医療費負担金 障害者総合支援法に基づく、更生医療・育成医療（心臓、関節形成手術等）給付費に対して交付されるもの 負担率：1/2	3,561
						○障害児施設措置費（給付費等）負担金 児童福祉法に基づく、児童発達支援等の障害児通所給付	882

(款)14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						費等に対して交付されるもの 負担率：1/2 ○相談支援給付費等負担金 564 障害者総合支援法に基づく、サービス利用支援等の計画 相談支援給付費に対して交付されるもの 負担率：1/2
				3児童福祉費国庫負担金	146,080	○児童手当交付金 100,118 0歳から中学校修了前までの児童を監護する者に支給される児童の手当に対して交付されるもの 手当分負担率：受給資格者の区分に応じて定める額 ○未熟児養育医療給付事業負担金 195 未熟児養育医療費の給付に要する費用に対して交付されるもの 負担率：1/2 ○保育所児童措置費負担金 44,349 児童福祉法の規定に基づき、保育所運営に要する経費に対して交付されるもの 負担率：1/2 ○子どものための教育・保育給付費負担金 1,418 子ども・子育て支援法の規定に基づく、子ども・子育て支援給付に要する経費に対して交付されるもの 負担率：1/2
				4国民健康保険事業費国庫負担金	8,272	○国民健康保険保険基盤安定事業負担金 8,272 保険料の軽減の対象となった一般被保険者数に応じて、平均保険料の一定割合が支援金として交付されるもの

(款)14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
						負担率：1/2
計	238,762	233,934	4,828			

(款)14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1総務費国庫補助金	1,114	6,536	△5,422	1戸籍住民基本台帳費国庫補助金	1,114	○個人番号カード交付事業費補助金 個人番号カード等交付事業経費に対して交付されるもの 補助率：10/10 ○個人番号カード交付事務費補助金 個人番号カード等交付事務経費に対して交付されるもの 補助率：10/10	1,113 1
2民生費国庫補助金	94,274	48,939	45,335	1社会福祉費国庫補助金	69,818	○臨時福祉給付金給付事業費補助金 低所得者に対し、消費税率引上げによる影響を緩和するため、簡素な給付措置を引き続き実施する費用に対して交付されるもの 補助率：10/10 ○生活困窮者就労準備支援事業等補助金 地域において、孤立防止のための地域の実態把握と支援、社会と繋がりを持ち地域への参加を促進するための居場所づくり、日常生活を円滑に営むための見守りや、ちょっとした困り事等の基本的な生活支援などの実施に要する経費に対して交付されるもの 補助率：1/2	8,400 2,000

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						○年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金（高齢者） 42,000 賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者に対し、 個人消費の下支えの観点から支給する給付金の経費に対 して交付されるもの 補助率：10/10
						○年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金（年金受給者） 7,230 賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の障害・遺族基礎 年金受給者に対し、個人消費の下支えの観点から支給す る給付金の経費に対して交付されるもの 補助率：10/10
						○年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事務費補助金 5,646 賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者に対し、 個人消費の下支えの観点から支給する給付金の支給事務 の経費に対して交付されるもの 補助率：10/10
						○臨時福祉給付金等給付事務費補助金 4,542 低所得者に対し、消費税率引上げによる影響を緩和する ため、簡素な給付措置を引き続き実施する経費及び賃金 引上げの恩恵が及びにくい低所得の障害・遺族基礎年金 受給者に、個人消費の下支えの観点から支給する給付金 の支給事務の経費に対して交付されるもの 補助率：10/10

(款)14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
				2障害者福祉費国庫補助金	3,424	○地域生活支援事業費補助金 3,263 障害者総合支援法に基づき、地域生活支援事業（日常生活用具給付事業、意思疎通支援事業、移動支援事業等）に対して交付されるもの 補助率：1/2以内 ○地域生活支援事業費補助金（障害支援区分認定等事務） 161 障害者総合支援法に基づき、障害支援区分判定審査事務に要する費用に対して交付されるもの 補助率：1/2
				3児童福祉費国庫補助金	18,696	○子ども・子育て支援交付金 18,642 子ども・子育て支援法に規定する地域子ども・子育て支援事業の実施に要する経費に対し交付されるもの 補助率：1/3 ○子どものための教育・保育給付費補助金 54 認可保育所等への移行希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園保育等に対し、運営費等の補助を行う経費に対して交付されるもの 補助率：1/2
				4社会保障・税番号制度システム構築整備国庫補助金	2,336	○社会保障・税番号制度システム構築整備事業費補助金（厚生労働省分） 2,336 社会保障・税番号制度導入に係る電算システムの改修経費に対して交付されるもの 補助率：2/3、10/10

(款)14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
3衛生費国庫補助金	1,563	1,141	422	1保健衛生費国庫補助金	1,563	○働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業補助金 国の要綱に定められた一定の年齢の者に対し、無料で検診を受診できるクーポン券・検診手帳を配布し、受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発、健康保持及び増進を図ることを目的とした「がん検診推進事業」を実施するための費用に対して交付されるもの 補助率：1/2	1,563
4土木費国庫補助金	592,200	88,354	503,846	1道路改良費等国庫補助金	58,300	○防災安全交付金 老朽化した社会資本等の総点検などにより、地方公共団体が必要に応じて実施する通学路対策等の、国民の命と暮らしを守る経費に対して交付されるもの 補助率：55%	58,300
				2都市再生費国庫補助金	532,950	○社会資本整備総合交付金 鳩山ニュータウン地区都市再生整備計画に基づく事業に対して交付されるもの 補助率：50%	532,950
				3都市計画費国庫補助金	950	○立地適正化計画推進事業費補助金 集約都市形成支援事業のうち立地適正化計画推進事業を円滑かつ効果的に実施するため、その計画策定に要する経費に対して交付されるもの 補助率：1/2	950
5農林水産業費国庫補助金	7,500	0	7,500	1農地費国庫補助金	7,500	○農山漁村振興交付金 農山漁村の活性化を図るため、地域の創意工夫を活かした活性化計画に基づく取組みを支援するために交付され	7,500

(款)14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						るもの 交付率：1/2
6教育費国庫補助 金	13,585	2,959	10,626	1公立小中学校費 国庫補助金	58	○要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金 58 特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担 を軽減するために必要な経費に対して交付されるもの 補助率：1/2
				2幼稚園就園奨励 費国庫補助金	734	○幼稚園就園奨励費補助金： 734 幼稚園児の保護者に対し、保育料等の減免や免除、幼稚 園教育振興のために交付されるもの 補助率：1/3
				3文化財保護費国 庫補助金	1,172	○埋蔵文化財調査事業（発掘調査・保存活用）補助金 1,172 埋蔵文化財調査等に必要な経費に対し交付されるもの 補助率：1/2
				4学校給食センタ ー改築費国庫補 助金	11,621	○学校施設環境改善交付金 11,621 老朽化した学校給食センターを平成28・29年度の2ヵ年 で学校給食衛生管理基準に適合した施設に改築するため I期工事（平成28年度）の必要な経費に対して交付され るもの 補助率：1/3 ※一部1/2
計	710,236	147,929	562,307			

(款)14 国庫支出金

(項) 3 国庫委託金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1総務費国庫委託金	199	170	29	1総務管理費国庫委託金	12	○自衛官募集事務委託金 自衛官募集事務に係る経費に対し、交付金総額を各市町村の入隊者数の実績等により按分し交付されるもの 12
				2中長期在留者住居地届出事務委託金	187	○中長期在留者住居地届出事務委託金 中長期在留者住居地届出等事務経費に対して交付されるもの 187
2民生費国庫委託金	3,958	3,559	399	1社会福祉費国庫委託金	3,943	○基礎年金等事務費委託金 国民年金法に基づき、国から市町村に対して交付されるもの 3,610 ○協力・連携経費委託金 市町村が実施する年金事務に対して、国から市町村に対して交付されるもの 331 ○特別障害給付金事務費交付金 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき、国から市町村に対して交付されるもの 2
				2児童福祉費国庫委託金	15	○特別児童扶養手当事務費委託金 特別児童扶養手当事務に要する経費に対して交付されるもの 交付額：受給権者数×単価 15
3農林水産業費国庫委託金	690	690	0	1農業費国庫委託金	690	○排水樋管操作委託金 越辺川の出水時における排水樋管操作に要する経費に対して交付されるもの 交付率：10/10 690
計	4,847	4,419	428			

(款)15 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1総務費県負担金	742	775	△33	1公的個人認証サービス事務交付金	1	○公的個人認証サービス事務交付金 電子証明書の発行手数料に対して交付されるもの 1
				2旅券事務交付金	741	○旅券事務交付金 県から事務移譲された旅券交付事務について、その事務執行経費に対して交付されるもの 741
2民生費県負担金	129,944	123,358	6,586	1社会福祉費県負担金	394	○低所得者保険料軽減負担金 低所得者に対し、介護保険第1号被保険者の保険料の軽減に要する費用に対して交付されるもの 補助率：1/4 394
				2障害者福祉費県負担金	41,810	○介護給付費等負担金 障害者総合支援法に基づき、居宅介護、ショートステイ、生活介護、施設入所等の障害福祉サービス費等に対して交付されるもの 負担率：1/4 39,001 ○補装具費負担金 障害者総合支援法に基づき、補装具（義肢、車イス、補聴器等）給付費に対して交付されるもの 負担率：1/4 750 ○障害者自立支援医療費負担金 障害者総合支援法に基づき、更生医療・育成医療（心臓、関節形成手術等）給付費に対して交付されるもの 負担率：1/4 1,336 ○障害児施設措置費（給付費等）負担金 児童福祉法に基づき、児童発達支援等の障害児通所給付 441

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						費等に対して交付されるもの 負担率：1/4 ○相談支援給付費等負担金 282 障害者総合支援法に基づく、サービス利用支援等の計画 相談支援給付費に対して交付されるもの。 負担率：1/4
				3国民健康保険事業費県負担金	21,523	○国民健康保険保険基盤安定事業負担金 21,523 保険料の軽減の対象となった一般被保険者数に応じて、 平均保険料の一定割合が交付されるもの 負担率：軽減分3/4、保険者支援分1/4
				4児童福祉費県負担金	45,883	○児童手当負担金 22,903 0歳から中学校修了前までの児童を監護する者に支給される児童の手当に対して交付されるもの 手当分負担率：受給資格者の区分に応じて定める額 ○未熟児養育医療給付事業負担金 97 未熟児養育医療費の給付に要する費用に対して交付されるもの 負担率：1/4 ○保育所児童措置費負担金 22,174 児童福祉法の規定に基づき、保育所運営に要する経費に対して交付されるもの 負担率：2.5/10 ○子どものための教育・保育給付費負担金 709 子ども・子育て支援法の規定に基づく、子ども・子育て支援給付に要する経費に対して交付されるもの

(款)15 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						負担率：1/4
				5後期高齢者医療 保険事業費県負 担金	20,334	○後期高齢者医療保険基盤安定事業負担金 高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、保険 基盤安定制度として、低所得者等の保険料軽減分を公費 で補填する費用に対して交付されるもの 負担率：3/4
3衛生費県負担金	1,641	1,603	38	1保健衛生費県負 担金	1,641	○予防接種事故対策費負担金 予防接種事故対策に要する経費に対して交付されるもの 負担割合：3/4
4地方分権推進交 付金	1,900	1,800	100	1地方分権推進交 付金	1,900	○地方分権推進交付金 県から事務移譲された事務について、その事務執行経費 に対して交付されるもの
計	134,227	127,536	6,691			

(款)15 県支出金

(項) 2 県補助金

1民生費県補助金	60,628	73,625	△12,997	1社会福祉費県補 助金	2,267	○民生委員及び児童委員活動費補助金 民生委員及び児童委員の活動を促進するために交付され るもの 補助率：定額補助	2,267
				2障害者福祉費県 補助金	28,808	○在宅重度心身障害者手当支給費補助金 在宅の重度障害者（身体障害者手帳1・2級、療育手帳 Ⓐ・A、精神障害者保健福祉手帳1級の住民税非課税者 対象）に支給する手当に対して交付されるもの	4,020

(款)15 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						補助率：1/2 ○重度心身障害者医療費補助金 21,384 重度心身障害者医療費に対して交付されるもの
						補助率：1/2 ○重度障害者居宅改善整備費補助金 120 身体に重度の障害のある方が日常生活を容易にするため住宅を改造する場合に要する費用に対して交付されるもの
						補助率：1/2（限度額 1件 12万円） ○障害児（者）生活サポート事業費補助金 1,000 在宅の障害者にホームヘルプ、一時預かり等のサービスを提供し介護者負担の軽減を図る事業に対して交付されるもの
						補助率：1/2（補助限度額100万円） ○生活ホーム事業費補助金 463 障害者が地域で居宅する生活ホームの運営費に対して交付されるもの
						補助率：1/2 ○地域生活支援事業費補助金 1,679 障害者総合支援法に基づき、地域生活支援事業（日常生活用具給付事業、意思疎通支援事業、移動支援事業等）に対して交付されるもの
						補助率：1/4以内 ○難聴児補聴器購入助成事業費補助金 42 身体障害者手帳の交付の対象とならない難聴児に、言語

(款)15 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						習得の促進、コミュニケーションの確保を目的として、補聴器の購入に要する費用の一部を助成する事業に対して交付されるもの 補助率：1/2 ○在宅超重症心身障がい児の家族に対するレスパイトケア事業費補助金 100 人工呼吸器を使用する等、医療ケアを必要とする在宅の超重症心身障がい児を介助する家庭の精神的、身体的負担の軽減を図るため、ショートステイ事業及びデイサービス事業に対して交付されるもの 補助率：1/2
				3老人福祉費県補助金	281	○介護保険事業費補助金 1 社会福祉法人等が行う訪問介護や通所介護等サービスについて、生計困難等一定条件該当者が利用した場合の減免分に対して交付されるもの 補助率：3/4 ○在宅福祉事業費補助金 280 町から単位老人クラブ及び老人クラブ連合会に交付する補助金に対して交付されるもの 補助率：2/3
				4児童福祉費県補助金	29, 272	○埼玉県地域子育て支援拠点事業費補助金 3, 830 地域子育て支援拠点事業の実施に必要な経費に対して交付されるもの 補助率：1/3 ○埼玉県子どものための教育・保育給付費補助金 27

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						認可保育所等への移行希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園保育等に対し、運営費等の補助を行う経費に対して交付されるもの 補助率：1/4 ○埼玉県多子世帯保育料軽減事業費補助金 780 保育所等に入所する第3子以降の児童の保育料を助成することにより、多子世帯の経済的負担の軽減を図り、少子化の改善を図るため、市町村で行う事業の経費に対して交付されるもの 補助率：1/2 ○延長保育事業費補助金 547 保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、引き続き保育を実施する事業の経費に対して交付されるもの 補助率：1/3 ○病児保育事業費補助金 1,645 病気の児童を一時的に預かり、保育を実施する事業の経費に対して交付されるもの 補助率：1/3 ○安心・元気！保育サービス支援事業費補助金 3,911 保育サービス加配事業（低年齢児、障害児・アレルギー児の受け入れ、一歳児保育等）に要する経費に対して交付されるもの 補助率：1/2

(款)15 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						○乳幼児医療費補助金 3,357 乳幼児の入・通院に係る医療費に対して交付されるもの 補助率：1/2 ○ひとり親家庭等医療費補助金 1,519 ひとり親家庭等に係る医療費に対して交付されるもの 補助率：1/2 ○放課後児童健全育成事業費補助金 12,183 保護者が昼間いない児童の健全な育成を図るために要する経費に対して交付されるもの 補助率：1/3 ○埼玉県一時預かり事業費補助金 1,473 家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、保育所等において一時的に預かり、必要な保護を行う事業の実施に必要な経費に対して交付されるもの 補助率：1/3
2衛生費県補助金	1,263	781	482	1保健衛生費県補助金	1,263	○市町村計画献血者確保促進事業費補助金 28 献血者の確保及び輸血用血液の円滑な供給体制の確立を図るため献血推進事業に要する経費の一部に対して交付されるもの 補助額：人口2万人未満一律28,000円 ○健康増進事業費補助金 480 健康増進事業(歯周疾患検診、骨粗鬆症検診費等)の経費の一部に対して交付されるもの 補助率：2/3

(款)15 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						○乳児家庭全戸訪問事業等補助金 73 町が実施する乳児家庭全戸訪問事業に対して交付されるもの 補助率：1/3
						○骨髄移植ドナー助成費補助金 70 公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄又は末梢血管細胞を提供した者に対する休業補償として助成した費用に対して交付されるもの 補助率：1/2
						○健康長寿埼玉モデル普及促進事業補助金 612 埼玉県が推進する健康長寿埼玉モデルの推奨プログラムを実施する市町村の初期導入費用に対し、補助金が交付されるもの 補助率：1/2
3農林水産業費県補助金	8,486	8,536	△50	1農業費県補助金	8,486	○埼玉県経営所得安定対策推進事業費補助金 700 直接支払推進事業の運営に必要な経費の一部に対して交付されるもの 補助率：定額補助
						○エコ農業直接支援事業費補助金 280 環境保全型農業直接支援事業の制度運営に必要な経費の一部に対して交付されるもの 補助率：3/4
						○農業委員会交付金 1,087 農業委員会委員の手当や職員設置費に要する経費の一部に対して交付されるもの

(款)15 県支出金

(項)2 県補助金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
						補助率：定額補助 ○新規就農総合支援事業（青年就農給付金）費補助金 1,500 新規就農者確保事業における市町村が支給する青年就農給付金（経営開始型）の経費に対して交付されるもの 補助率：定額補助 ○米の需給調整支援事業費補助金 78 米穀の需給調整実施要領に掲げる水稻生産実施計画書の作成に要する経費に対して交付されるもの 補助率：定額補助 ○中山間地域等直接支払交付金 102 生産条件が不利な農用地の整備・管理に係る経費の一部に対して交付されるもの 対象者：竹本地区集落協定参加者 補助率：2/3 ○埼玉県多面的機能支援事業補助金 4,339 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域共同で地域資源の適切な保全管理活動を実施する組織に対して交付されるもの 補助率：3/4 ○複数個別経営法人化推進事業費補助金 400 集落営農による新たな法人化の取組に必要な経費の一部に対して交付されるもの 補助率：定額補助
4商工費県補助金	281	653	△372	1商工費県補助金	281	○消費者行政活性化事業費補助金 281 消費者相談の窓口体制の強化を図る整備事業を行う市町

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
						村に対して交付されるもの 補助率：10/10
5土木費県補助金	125	125	0	1都市計画費県補助金	125	○住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金 住宅・建築物の最低限の安全の確保を図るため、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業等について交付されるもの 補助率：1/2
6教育費県補助金	1,724	1,613	111	1市町村総合助成事業費県補助金	1,138	○いじめ・不登校対策充実事業費補助金 いじめや不登校など問題行動の未然防止と解消を図るため、中学校に相談員を配置するための経費に対して交付されるもの 補助率：2/3
				2文化財保護費県補助金	586	○埋蔵文化財調査事業（発掘調査）補助金 埋蔵文化財調査に必要な経費に対し交付されるもの 補助率：1/4以内
計	72,507	85,333	△12,826			

(款) 15 県支出金

(項) 3 県委託金

1総務費県委託金	31,634	40,159	△8,525	1徴税费県委託金	22,880	○県民税徴収事務取扱費委託金 個人県民税に係る徴収金を賦課徴収した市町村に対して交付されるもの	22,880
				2戸籍住民基本台帳費県委託金	15	○人口動態調査費委託金 出生、死亡、婚姻、離婚等の動態を、国へ調査及び報告	15

(款)15 県支出金

(項)3 県委託金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						する事務に対して交付されるもの
				3選挙費県委託金	7,862	○参議院議員通常選挙事務委託金 7,812 参議院議員通常選挙に係る市町村選挙管理委員会が行う選挙事務等に要する経費に対して交付されるもの
						○参議院議員通常選挙開票速報事務委託金 50 参議院議員通常選挙に係る開票速報事務に要する経費に対して交付されるもの
				4統計調査費県委託金	627	○埼玉県住民異動月報調査事務交付金 5 住民の異動の状況及び人口、世帯の実態を把握し、各種行政施策その他基礎資料とするために行う調査に係る経費に対して交付されるもの 交付率：10/10
						○埼玉県町（丁）字別人口調査事務交付金 36 町（丁）字別の年齢及び男女別人口に関する地区別統計情報を整備し、各種施策の基礎資料とするために行う調査に係る経費に対して交付されるもの 交付率：10/10
						○学校基本調査事務委託金 9 学校（市町村立の幼稚園・私立幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校等）に関する基本事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得るために行う調査に係る経費に対して交付されるもの 交付率：10/10
						○工業統計調査事務委託金 5 工業の実態を明らかにするために行う調査に係る経費に

(款)15 県支出金

(項) 3 県委託金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						対して交付されるもの 交付率：10/10 ○経済センサス調査事務委託金 572 事業所・企業の活動状態を調査し、各種統計調査実施のための母集団名簿を得るために行われる調査に係る経費に対して交付されるもの 交付率：10/10
				5人権政策費県委託金	250	○人権啓発活動再委託金 250 人権尊重思想の普及高揚を図る等の人権啓発活動に係る経費に対して交付されるもの 交付率：10/10
2民生費県委託金	4	4	0	1障害者福祉費県委託金	4	○療育手帳再交付事務委託金 4 埼玉県療育手帳の再交付事務に係る経費に対して交付されるもの
3衛生費県委託金	80	80	0	1環境衛生費県委託金	80	○彩の国環境保全交付金 80 前年度の公害等苦情処理件数に応じて、彩の国環境保全交付金交付要綱の規定に基づき交付されるもの
4農林水産業費県委託金	188	219	△31	1農業費県委託金	188	○アライグマ個体分析調査業務委託金 188 埼玉県アライグマ防除実施計画に基づき、実施する有害外来生物の捕獲に要する経費に対して交付されるもの 交付率：定額交付 1頭につき 4,100円
5土木費県委託金	754	27	727	1都市計画費県委託金	754	○都市計画基礎調査委託金 727 都市計画法第6条の規定により、都市計画基礎調査項目のうち土地利用現況、市街化区域内未利用地、非可地、建築用途の調査を目的として交付されるもの

(款)15 県支出金

(項) 3 県委託金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						○建築確認事務委託金 8 建築基準法に基づく申請書等の受付、送付及びその他事項の調査等の委託業務に要する経費に対して交付されるもの 基準額：均等割 6,800円+件数割 (360円/件)
						○開発許可等申請事務委託金 19 都市計画法に基づく開発行為許可申請等に係る調査事務等の委託業務に要する経費に対して交付されるもの 基準額：均等割 5,000円 件数割 (300円×件数+200円×件数) の合計
6教育費県委託金	5	10	△5	1中学校費県委託金	5	○ふれあい講演会委託金 5 講演会等の行事を通して、生徒及び保護者の意識を啓発し、中学校進路指導の充実を図るための経費として交付されるもの
計	32,665	40,499	△7,834			

(款)16 財産収入

(項) 1 財産運用収入

1財産貸付収入	25,193	24,153	1,040	1土地建物貸付収入	25,176	○土地貸付料 21,893 ・ゴルフ場経営事業者土地貸付面積 (株)越生ゴルフ倶楽部：2,870.00㎡ 日本産業(株)：10,560.00㎡ (株)鳩山カントリークラブ：44,588.00㎡ 武蔵OGMゴルフクラブ：36,760.00㎡
---------	--------	--------	-------	-----------	--------	--

(款)16 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						鳩山スポーツランド(株)：16,830.00㎡ ・大橋バス回転場土地貸付面積 川越観光自動車(株)：1,062.00㎡ ・旧ふれあいセンター跡地貸付面積 (株)ファミリーマート：1,366.59㎡ ・携帯電話アンテナ用地貸付面積 (株)NTTドコモ：204.09㎡ KDDI(株)：332.99㎡ ソフトバンクモバイル(株)：4.8㎡ ・鳩山団地内用地貸付面積 擁壁設置用地：41.30㎡ ・普通財産電柱設置用地貸付 東京電力(株)川越支社 ・大豆戸駐車場 駐車可能台数：6台分 ・太陽光パネル設置用地貸付 (株)東京エネシス：127㎡ ・多世代活動交流センター駐車場貸付 シルバー人材センター：200㎡ ・区画整理地内貸付地 (株)ベイシア：2,826㎡ ○建物貸付料 ・多世代活動交流センター貸付料(シルバー人材センター) 201.72㎡×500円×12か月 ・ガラス工芸体験工房貸付料
						3,283

(款)16 財産収入

(項)1 財産運用収入

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
						8,400円×2曜日×12か月 ・ガラス工芸体験工房備品等貸付料 4,500円×2曜日×12か月 ※2曜日とは火・土曜日のこと ・チャレンジスペース貸付料(4室分) (6,500円+12,000円+13,000円+13,000円)×12か月 ・鳩山支援センター「はばたき」貸付料 19,500円×12ヶ月 ・健康づくりトレーニング室貸付料 ・新規就農者用住宅賃貸借料 20,000円×12ヶ月
				2地上権設定収入	17	○地上権設定収入 ガス管理設用地上権設定契約に基づく収入 17
2利子及び配当金	293	189	104	1利子及び配当金	293	○財政調整基金利子 82 財政調整基金の預金利子としての収入 ○減債基金利子 1 減債基金の預金利子としての収入 ○ふるさとづくり基金利子 55 ふるさとづくり基金の預金利子としての収入 ○土地開発基金利子 5 土地開発基金の預金利子としての収入 ○地域福祉基金利子 15 地域福祉基金の預金利子としての収入 ○庁舎等改修基金利子 24 庁舎等改修基金の預金利子としての収入

(款)16 財産収入		(項) 1 財産運用収入			(単位：千円)	
目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						○まちづくり応援基金利子 まちづくり応援基金の預金利子としての収入 1
						○北部地域活性化基金利子 北部地域活性化基金の預金利子としての収入 110
計	25,486	24,342	1,144			

(款)16 財産収入		(項) 2 財産売払収入				
1財産売払収入	3	3	0	1不動産売払収入	1	○町有地売払収入 科目設定 1
				2証券売払収入	1	○証券売払収入 科目設定 1
				3物品売払収入	1	○物品売払収入 科目設定 1
計	3	3	0			

(款)17 寄 附 金		(項) 1 寄 附 金				
1一般寄附金	1	1	0	1一般寄附金	1	○一般寄附金 科目設定 1
2まちづくり応援 寄附金	50,000	200	49,800	1まちづくり応援 寄附金	50,000	○まちづくり応援寄附金 個性豊かで活力に満ちたまちづくり事業の発展のために 受け入れるもの 50,000

(款)17 寄附金

(項)1 寄附金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
計	50,001	201	49,800			

(款)18 繰入金

(項)1 特別会計繰入金

1国民健康保険特別会計繰入金	1	1	0	1国民健康保険特別会計繰入金	1	○国民健康保険特別会計繰入金 科目設定	1
2介護保険特別会計繰入金	3	3	0	1介護保険特別会計繰入金	3	○介護保険特別会計繰入金 介護給付費分科目設定 地域支援事業費分科目設定 事務費等分科目設定	3
3後期高齢者医療特別会計繰入金	1	1	0	1後期高齢者医療特別会計繰入金	1	○後期高齢者医療特別会計繰入金 科目設定	1
計	5	5	0				

(款)18 繰入金

(項)2 基金繰入金

1財政調整基金繰入金	19,624	13,032	6,592	1財政調整基金繰入金	19,624	○財政調整基金繰入金 各年度間の財源調整のため、本年度不足する一般財源額を繰り入れるもの	19,624
2ふるさとづくり基金繰入金	1	1	0	1ふるさとづくり基金繰入金	1	○ふるさとづくり基金繰入金 科目設定	1
3地域福祉基金繰入金	20,000	1	19,999	1地域福祉基金繰入金	20,000	○地域福祉基金繰入金 地域福祉に係る経費の一部に充当するため繰り入れるも	20,000

(款)18 繰入金

(項)2 基金繰入金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
						の
4庁舎等改修基金繰入金	1	1	0	1庁舎等改修基金繰入金	1	○庁舎等改修基金繰入金 科目設定 1
5北部地域活性化基金繰入金	20,000	0	20,000	1北部地域活性化基金繰入金	20,000	○北部地域活性化基金繰入金 北部地域活性化事業経費の一部に充当するため繰り入れるもの 20,000
6まちづくり応援基金繰入金	32,950	0	32,950	1まちづくり応援基金繰入金	32,950	○まちづくり応援基金繰入金 ふるさと納税寄附金推進事業経費の一部に充当するため繰り入れるもの 32,950
計	92,576	13,035	79,541			

(款)19 繰越金

(項)1 繰越金

1繰越金	65,000	65,000	0	1前年度繰越金	65,000	○前年度繰越金 前年度決算における剰余金を受け入れるもの 65,000
計	65,000	65,000	0			

(款)20 諸収入

(項)1 延滞金加算金及び過料

1延滞金	2,000	2,000	0	1延滞金	2,000	○町税延滞金 町税納付期限からの延滞に伴い納付されるもの 2,000
2加算金	1	1	0	1加算金	1	○加算金 科目設定 1

(款)20 諸 収 入

(項) 1 延滞金加算金及び過料

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
3過 料	1	1	0	1過 料	1	○過料 科目設定 1
計	2,002	2,002	0			

(款)20 諸 収 入

(項) 2 町預金利子

1町預金利子	1	1	0	1町預金利子	1	○預金利子 科目設定 1
計	1	1	0			

(款)20 諸 収 入

(項) 3 貸付金元利収入

1商工費貸付金元 利収入	3,000	3,000	0	1商工費貸付金元 利収入	3,000	○小口企業保証制度保証預託金 町内の小規模企業者に対し、企業経営の安定、発展に必 要な事業資金を融資依頼するために、埼玉県信用保証協 会と債務保証契約を結んだ金融機関に預託した資金を回 収するもの 預託金：1金融機関 100万円 3,000
計	3,000	3,000	0			

(款)20 諸 収 入		(項) 4 受託事業収入			(単位：千円)	
目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1受託事業収入	128	128	0	1受託事業収入	128	○農業者年金業務委託手数料 農業者年金基金との委託契約に基づき、受託される年金事務に係る経費に対して交付されるもの 補助率：定額補助
計	128	128	0			

(款)20 諸 収 入		(項) 5 雑 入					
1雑 入	55,875	54,002	1,873	1県収入証紙売捌き収入	1,500	○県収入証紙売捌き収入 県収入証紙の売り捌きに係る収入	1,500
				2県収入証紙売捌き手数料	32	○県収入証紙売捌き手数料 県収入証紙の売り捌きに係る手数料収入	32
				3雑 入	54,343	○生命保険等取扱手数料 団体生命保険及び損害保険として加入している保険料の払込手数料に係る手数料収入	900
						○雇用保険被保険者掛金 雇用保険の被保険者である臨時職員から自己負担分として納入されるもの	372
						○職員駐車場使用料 職員駐車場使用料として職員から納入されるもの	464
						○東日本大震災に伴う仮住居入居者水道等使用負担金 仮住居入居者から水道使用量に応じて納入されるもの	420
						○線下補償料 ・線下補償対象用地	36

(款)20 諸 収 入

(項) 5 雑 入

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明	
				区 分	金 額		
						J R 東日本(大橋バスターミナル)：401.12㎡	
						○熊谷気象台震度測定施設電気料金 震度測定施設設置者より納入されるもの	18
						○役場庁舎自動販売機電気料金 自動販売機設置業者より納入されるもの	166
						○広告掲載スペース料 町の自主財源確保等のため行っている広報紙及び町ホームページへの有料広告掲載で、申込者から納付されるもの	450
						○財団法人埼玉県市町村振興協会市町村交付金 市町村振興宝くじ(オータムジャンボ宝くじ及びサマージャンボ宝くじ)の収益金を原資に市町村の振興のために交付されるもの	17,500
						○多世代活動交流センター自動販売機電気料金 自動販売機設置業者より納入されるもの	70
						○利用料収入(町分)町営ニュータウン駐車場 町営ニュータウン駐車場の利用料として指定管理者より納入されるもの	752
						○庁舎等コピーサービス料 役場庁舎のコピーサービス利用者より納入されるもの	6
						○急速充電器権利金(維持費用) 次世代自動車急速充電器の独占的利用権を与えることにより、その対価として運用に係る実費相当分を権利金として納入されるもの	470
						○がん検診手数料	1,981

(款)20 諸 収 入

(項) 5 雑 入

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						埼玉県市町村総合事務組合より、加入者の拡充を図るための推進費として交付されるもの
						○旧地域下水処理場太陽光発電電力売却分 7,694
						○活性化施設自動販売機電気料金 78
						自動販売機設置業者より納入されるもの
						○農村公園主催事業参加者負担金 359
						各種事業に要する材料費等の実費負担分して参加者から納入されるもの
						開催見込回数：17回
						○特産品販売施設電気料負担分 1,620
						施設使用団体から電気料金の一部として納入されるもの
						納入額：電気料金－(基本料金の1/2+自動販売機分)
						○特産品販売施設水道料負担分 360
						施設使用団体から水道料金負担分として納入されるもの
						○特産品販売施設自動販売機電気料金 84
						自動販売機設置業者より納入されるもの
						○特産品販売施設売上清算金 1
						科目設定
						○緑の募金(家庭募金)緑化事業等交付金 120
						緑の募金運動実施要領に基づく家庭募金を実施した市町村に対し緑化推進委員会から交付されるもの
						交付率：町で集めた募金総額の1/2
						○特産品販売施設電話料金 34
						施設使用団体から電話料金(電話使用料金の50%相当分)について納入されるもの

(款)20 諸 収 入

(項) 5 雑 入

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						○緑の募金（植樹事業）緑化事業等交付金 200 緑の募金緑化事業交付金交付要綱に基づき、市町村が緑化のために行う経費に対して、緑化推進委員会から交付されるもの 交付率：定額
						○都市計画図等頒布代 42 都市計画図、基本図等の頒布代として納入されるもの
						○資源物売払収入 1 科目設定
						○道路境界標柱代金 44 道路境界石の亡失に伴い請求された境界石販売代金
						○比企地域産米消費拡大活動助成金 13 米の消費拡大を進めることで、地域農業の振興を図るため、比企地域産米のPR活動に対して交付されるもの 助成額：13,000円以内
						○亀井小学校通学専用バス利用者協力金 495 亀井小学校通学専用バス運行経費の一部負担分として利用児童の世帯から納入されるもの
						○亀井小学校太陽光発電電力余剰売却分 218
						○今宿小学校太陽光発電電力余剰売却分 84
						○鳩山小学校太陽光発電電力余剰売却分 110
						○鳩山中学校太陽光発電電力余剰売却分 48
						○町民体育館自動販売機電気料金 126 自動販売機設置業者より納入されるもの
						○中央公民館自動販売機等電気料金 48

(款)20 諸 収 入

(項) 5 雑 入

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						自動販売機設置業者より納入されるもの
						○公民館コピーサービス料 中央公民館のコピーサービス利用者より納入されるもの
						○はとやま祭使用電気料金 はとやま祭開催時に使用する電気料金で主催者より納入されるもの
						○図書館利用カード再発行料 図書館利用カード再発行時に利用者より納入されるもの
						○図書館コピーサービス料 図書館のコピーサービス利用者より納入されるもの
						○図書館資料等破損賠償金 図書館の資料等を破損・紛失した場合に、利用者より納入されるもの
						○図書館内公衆電話使用料金 図書館内設置の公衆電話利用者より納入されるもの
						○図書販売収入 町史編さん関係図書等の販売により、購入者より納入されるもの
						○埋蔵文化財調査協力金 民間開発に伴う埋蔵文化財記録保存のための調査に係る経費に対して原因者が負担するもの
計	55,875	54,002	1,873			

(款)21 町 債		(項) 1 町 債		(単位：千円)		
目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1土 木 債	629,100	82,000	547,100	1北部地域活性化事業債	53,800	○防災安全交付金事業債 老朽化した社会資本等の総点検などにより、地方公共団体が緊急に実施する通学路対策等の事業に対する起債 起債充当率：90% 7,900 ○町道第1号線整備事業債 防災安全交付金事業（町道第1号線道路整備）の町単独事業に対する起債 起債充当率：90% 15,500 ○町道第56号線外整備事業債 町道第56号線外道路改良事業に対する起債 起債充当率：90% 25,500 ○町道第495号線整備事業債 町道第495号線道路改良事業に対する起債 起債充当率：90% 4,900
				2道路改良等事業債	3,200	○町道第1248号線道路改良事業債 町道第1248号線道路改良事業に対する起債 起債充当率：90% 3,200
				3道路維持補修事業債	3,800	○防災安全交付金事業債 老朽化した社会資本等の総点検などにより、地方公共団体が緊急に実施する通学路対策等の事業に対する起債 起債充当率：90% 3,800
				4橋りょう維持等事業債	29,200	○防災安全交付金事業債 老朽化した社会資本等の総点検などにより、地方公共団体が緊急に実施する通学路対策等の事業に対する起債 起債充当率：90% 27,000

(款)21 町 債

(項) 1 町 債

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						○町内橋りょう維持事業債 2,200 防災安全交付金事業（町内橋りょう耐震補強設計業務・田中橋耐震補強工事）の町単独事業に対する起債 起債充当率：75%
				5都市再生事業債	481,200	○社会資本整備総合交付金事業債 476,900 鳩山ニュータウン地区都市再生整備計画に基づく事業に対する起債 起債充当率：90% ○社会資本整備総合交付金事業債 4,300 鳩山ニュータウン地区都市再生整備計画に基づく事業の町単独事業に対する起債 起債充当率：75%
				6埼玉県ふるさと創造貸付金	57,900	○町道第56号線外整備事業債 2,900 町道第56号線外道路改良事業に対する起債 起債充当率：100% ○社会資本整備総合交付金事業債 54,700 鳩山ニュータウン地区都市再生整備計画に基づく事業に対する起債 起債充当率：100% ○町内橋りょう維持事業債 300 町内橋りょう耐震補強設計業務に対する起債 起債充当率：100%
2消 防 債	11,300	0	11,300	1緊急防災・減災事業債	11,300	○埼玉県衛星系防災行政無線施設再整備事業債 11,300 埼玉県衛星系防災行政無線施設再整備に係る起債 起債充当率：100%

(款)21 町 債		(項) 1 町 債			(単位：千円)		
目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明	
				区 分	金 額		
3教育債	264,800	18,400	246,400	1学校教育施設等 整備事業債	188,100	○学校給食センター改築事業債 学校給食センター改築事業に対する起債 起債充当率：75%	188,100
				2一般単独事業債	10,500	○梅沢運動場トイレ新築事業債 梅沢運動場トイレ新築事業に対する起債 起債充当率：75%	10,500
				3埼玉県ふるさと 創造貸付金	66,200	○学校給食センター改築事業債 学校給食センター改築事業に対する起債 起債充当率：100% ○梅沢運動場トイレ新築事業債 梅沢運動場トイレ新築事業に対する起債 起債充当率：100%	62,700 3,500
4臨時財政対策債	230,000	250,000	△20,000	1臨時財政対策債	230,000	○臨時財政対策債 平成13年度の地方財政対策により、普通交付税の代替措 置として設けられた特例地方債	230,000
計	1,135,200	350,400	784,800				